

資料 8

「アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム」 に関する新規章（再提案）の概要 （2011年2月案からの修正案）

（提案されている章が含まれる場所）

第1巻 一般規定

第7部 アニマルウェルフェア

第7.X章 アニマルウェルフェアと肉用鶏
生産システム

資料8-1

提示されている案の概要

- 「アニマルウェルフェアと肉用牛生産システム」の採決を受け、昨年5月に継続協議となった新規章の議論を再開。
- 対象は、商業目的で生産される肉用鶏（雛の導入から出荷まで）。庭先養鶏を含まない。
- 動物の状態を指標とする定性的な推奨事項の記載となっている（具体的な数値は殆ど記載されていない）。

資料8-1

福祉の状態を測る指標

肉用鶏の福祉の状態を測る上で、有用な指標として以下の所見を列記。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 死亡率及び罹患率 | 6. 行動 |
| 2. 歩行状態 | 7. 水と餌の消費量 |
| 3. 皮膚炎 | 8. 成長率・飼料要求率・生存率 |
| 4. 羽毛の状態 | 9. 損傷率 |
| 5. 疾病、代謝疾患及び寄生虫病の発生率 | 10. 目の状態 |
| | 11. 鶏鳴 |

資料8-1

飼養の際の推奨事項

アニマルウェルフェアに配慮して肉用鶏を飼養するにあたり推奨する事項を規定。

1. 防疫措置及び動物衛生

治療を含む、動物の健康管理や疾病予防について規定。

2. 環境及び管理

温度、照明、空気などの環境要因及び外科的処置、職員の研修、動物の取扱い及び見回りなどの飼養管理について規定。

資料8-1

前回(2011年2月コード委)案からの変更点

- 文章を簡潔にし、明確化するための修辞上の変更が主体。
- 内容的な変更は、微細であり、不明確、否定的、制限的な内容を削除するものである。
- 我が国が2011年1月に提出した修正意見のうち、温度環境の確認及び検査の頻度を「最低1日に2回」から「適切な頻度」すべきとの意見は、反映されていない。

「アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム」 に関する新規章の概要

1. 経緯

- 2009年9月 アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システムに関するアドホックグループ(特別専門家会合、同年7月)の議論を踏まえた原案について、コード委員会が1回目の意見照会を実施。
- 2010年9月 加盟国、特別専門家会合(同年6月)の意見を踏まえた修正案について、コード委員会が2回目の意見照会を実施。
- 2011年5月 コード委員会が総会採決を提案したが、各国の肉用鶏生産手法が異なっていること、記述内容をどの程度具体的なものにするか等について各国から意見が出され、議論の継続を決定。
- (2012年5月 肉用牛生産に関する新規章の採決を受けて議論を再開)
- 2012年9月 加盟国、特別専門家会合(電子的会合、同年7月及び8月)の意見を踏まえた修正案について、コード委員会が3回目の意見照会を実施(現案)。

2. 論点

現案(仮訳参照)について、以下の視点から修正を提案すべき事項がないかご意見をいただきたい。

- ・ OIE加盟各国が使用する世界共通の基準として適切か(特に日本における実行可能性)。
- ・ 科学的な考え方に基づいた基準となっているか。

3. 備考

我が国が2回目の意見照会で提出した修正意見は下記の通りであり、1点目を除き反映されている。

- 一日最低2回鶏舎を見回るとの規定(第7.X.5.条2a)及びm))について、必要以上に人が鶏舎に出入りする、逆に状況が悪いにも関わらず2回しか見回りをしない、などの状態を防ぐために、「状況に応じて適切な回数見回る」ように修正。
- 「鳥」の家きん舎への出入りが自由との記述について、防疫上望ましくない誤解を招かないよう、「肉用鶏」の出入りが自由と明確化(第7.X.5条2i))。
- ^{だんし}断嘴について、できるだけ若齢で実施することが福祉上良いと科学的な根拠が示されていることから、その旨追記するよう提案(第7.X.5 2l))。

【仮訳】

第7.X.章 (案) アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム

第7.X.1.条 定義

本章の目的のため、以下を定義する。

肉用鶏

主に商用の肉を生産するために飼養されている Gallus gallus 種の鳥。村で飼育されている家
さんまたは裏庭養鶏は、含まれない。

収穫

食鳥処理場に輸送するため農場において鳥を捕まえて積載すること。

~~すのこの床~~

~~肉用鶏が、糞が床に留まらずに床の下に抜け落ちる上げ床の上で飼育される舎飼形態。~~

~~裏庭養鶏~~

~~最小限の防疫措置の下で、地場で消費される鳥／生産物を生産する村又は裏庭生産。~~

第7.X.2.条 適用範囲

これらの勧告は、商業目的の肉用鶏生産系において、雛が農場に到着するところから肉用鶏を収穫するまでの商業生産系が対象である。そのような生産系には、その規模に関わらず、鳥の閉鎖系での飼育、防疫措置の適用、鳥の生産物の貿易を含む。この推奨事項生産系は、ケージ、すのこの床、寝ワラあるいは泥土、屋内あるいは屋外で飼養されている肉用鶏を対象とする。~~最小限の予防措置の下、地場消費する鳥又は生産物の村又は裏庭で飼育されている肉用鶏は、たとえ肉用鶏やその生産物が地域内で取引されていても、対象とはならない。~~

肉用鶏の生産系は以下を含む：

1. 完全な舎飼い生産（閉鎖）系
環境管理の有無を問わず、肉用鶏は、完全に鶏舎に收容されており、往往にして他の生産系より高い飼養密度で飼養されている。
2. 部分的な舎飼い生産系
肉用鶏は鶏舎に收容されているが、屋外の限られた場所への出入りが可能である。
3. 完全な屋外生産（開放）系
肉用鶏は生産過程全てを通じて一時も鶏舎に收容されておらず、往往にして、他の生産系よりも低い飼養密度で飼養されている。

輸送から食鳥処理場に至るまでの肉用鶏の福祉については、第 7.2、7.3 及び 7.4 章にも準拠すること。

~~第 7.X.3.条 商業目的の肉用鶏生産システム~~

~~商業目的の肉用鶏の生産系は以下を含む：~~

~~1. 集約的生産系~~

~~肉用鶏は、環境管理をされているか又はいない状態で完全に鶏舎に收容されており、通常他の生産系より高い飼養密度で飼養されている。肉用鶏は寝ワラやすのこの床、あるいはその両方を組み合わせた床のケージで飼養されることがある。~~

~~2. 半集約生産系~~

~~肉用鶏は鶏舎に收容されているが、屋外の限られたところへの出入りが可能である。~~

~~3. 粗放的生産系~~

~~肉用鶏は生産過程全てを通じて鶏舎に收容されておらず、通常、集約又は半集約的生産系よりも低い飼養密度で飼養されている。~~

第 7.X.4.条 肉用鶏の福祉のための基準又は福祉の状態を測ることができるもの

(福祉の状態を) 測り得る所見は、肉用鶏の状態 (結果に基づく基準) あるいは生産系の設計 (手段あるいは設計に基づく基準) を拠り所とすることができる。結果から福祉の状態を測り得る所見は、手段から測るより、福祉の状態を表すより良い指標となる可能性がある。なぜなら、結果から測り得る所見は、複雑に相互作用する変数 (例えば、飼養者の経験及び態度並びに疾病状況) を反映するからであり、これらは、生産系の設計に焦点を当てた指標に頼った場合見過ごされてしまう可能性がある。

(福祉の状態を) 測り得る所見は農場 (例えば、歩行状態、死亡率そして罹患率) で計測できるものと、食鳥処理場で計測するのが最適であるものがある。例えば、鶏群は処理時に、打撲、翼の骨折及び損傷の有無を評価することができる。これら損傷の古さは原因 (例えば捕獲) を特定する助けとなる (Nicol&Scott, 1990)。背中の引っかき傷、膝節や趾の炎症 (burn) や胸ダコも 食鳥処理場で 容易に見つけることができる。腹水、足の奇形、脱水や疾病状況のような他の状態も 食鳥処理場で 評価できる。商業用肉用鶏生産の福祉の状態を測り得る値は、国、産業界あるいは地域の適切な標準値を参照して決定することを推奨する。

以下の結果から測り得る所見は肉用鶏の福祉の指標として有用である。

1. 死亡率 (死亡、淘汰) 及び罹患率

一日当たり、週当たりそして累積の死亡率 (死亡、淘汰) 及び罹患率は想定される範囲にあるべき。一日当たりの死亡率あるいは罹患率の突発的な増加は、動物福祉上の

問題を反映している可能性がある。

2. 歩行状態

肉用鶏は様々な感染性及び非感染性の筋肉組織の疾患にかかりやすい(Mench, 2004 を参照)。これらの疾患は、~~深刻な場合には明白な跛行を起し、それほど深刻でない場合にはまたは歩行異常を起す可能性がある。跛行あるいはより深刻な歩行異常を示す肉用鶏は食べ物や飲み水に近づくことが困難である可能性があり、他の肉用鶏によって踏みつけられたり、苦痛を経験したりする可能性がある。~~筋骨格の問題には、遺伝、栄養、衛生、照明、敷料の質、その他環境や管理要因を含む多くの原因がある(Mench, 2004; Dawkins ら, 2004 参照)。商業用の肉用鶏群は歩行異常について評価されるべきであり、また、その後の鶏群における問題の発生を低減するための改善策を明らかにしなければならない。歩行状態を点数化する方法がいくつかある(Kestin ら, 1992; Garner ら, 2002; Webster ら, 2008; Weeks ら, 2002; Beg と Sanotra, 2003)。用いられた点数化や評価の方法にかかわらず、餌や水に近づくことのできない肉用鶏は、発見次第、できるだけ速やかに~~人道的に~~安楽殺すべきである。

3. 接触性皮膚炎

接触性皮膚炎は、~~趾蹠(しせき)、膝節の背面表面、そして深刻な場合には胸部を含む~~皮膚表面が長期にわたり敷料やその他床表面に、接触することによって起こる。その状態は、趾蹠底部の皮膚、膝節の背面、時として胸部において浸潤と線維化へと発展する皮膚の黒化として認められる。脚と膝節の部位の状況が深刻な場合は、歩行困難となったり、二次感染の侵入部位となったりすることもある。接触性皮膚炎を点数化する~~有効な~~方法がいくつか開発されている(Welfare Quality, 2009)。

4. 羽毛の状態

肉用鶏の羽根の状態を評価することは、福祉の観点から有益な情報となる。羽根の汚れ~~及び禿げた部分~~は鳥の球節の炎症と歩行異常に相関している(Arnould と Colin, 2009)。羽根の汚れは~~農場における検査の一環として、~~肉用鶏を食鳥処理場に輸送するため捕える際、~~並びに羽をむしる前に~~評価することができる。このための点数化の方法が開発されている(RSPCA, 2008)。

5. 疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率

~~原因にかかわらず、体調不良は福祉上の懸念であり、粗悪な環境又は飼養管理によって悪化する可能性がある。腹水、突然死症候群及び呼吸器疾患(感染性気管支炎、鳥肺炎ウイルス感染及びマイコプラズマ症を含む)は肉用鶏の経済及び福祉の観点から、大変重要である(SCHAW, 2000)。~~

6. 通常行動

~~肉用鶏の行動は、福祉問題に対する感度の良い指標となり得る。~~

6.1a) 恐れを示す行動

恐怖を感じた肉用鶏は人を避ける。この肉用鶏群の行動は、飼養者が肉用鶏と接触し

ながらゆっくり動く時ではなく、仕事をしながら急いで鶏舎の中を歩いて通り過ぎる時に見られる(Cransberg ら, 2000)。(例えば、突然の大きな音に対する)恐怖は、肉用鶏が互いに上に乗る状態、さらには、窒息状態を引き起こし得る。恐怖を感じた肉用鶏の生産性は低くなるかもしれない(Hemsworth ら, 1994)。

6.2b) 空間的分布

鳥の空間的な分布における変化(例 群がること)は、温度面の不快感(例えば、肉用鶏は寒いときに群れ集まる)、あるいは、(もし肉用鶏が不均等に分布するのであれば)敷き料が濡れているところがあったり、採光、食物あるいは水の給与が不均等であったりする状態を示している可能性がある。

6.3c) 浅速呼吸と羽翼を広げる行動

喘いだり翼を伸ばしたりすることは、暑熱ストレス又は高濃度のアンモニアを示しているかもしれない。

6.4d) 砂浴び

砂浴びは肉用鶏も含め多くの鳥達によって行われる複雑な身体の維持管理行動の一つである(Olsson と Keeling, 2005)。砂浴びの間、肉用鶏は敷き料のような柔らかい物質で羽根を梳く。砂浴びは羽根を良い状態に保ち、結果として体温を保ち、皮膚を怪我から守るのに役立つ。群れにおける砂浴び行動が減る場合には、敷き料や地面が濡れているあるいは粉状ではないなど、敷き料や飼育場所に問題があることを示している可能性がある。

6.5e) 採餌、飲水及び啄(ついば)み

採餌や飲水行動の減少は、不適切な給餌や給水空間、栄養の偏り、不良な水質、あるいは飼料の汚染を含む、管理上の問題があることを示唆しうる。採餌、飲水行動はしばしば肉用鶏が病気の時に低下し、また、採餌行動は、暑熱ストレスを感じている間も減少し、寒冷ストレスを感じている間に増加する。啄みは、典型的なものは、歩いて敷き料をつついたり剥がしたりすることによって食べ物を探す活動であり、啄み行動の減少は、敷き料の質に問題があるか、鳥の行動を減少させる状況にあることを示唆しうる(例えば、歩行の問題)。

7.-f) ~~異常行動~~羽根つつきと共食い

~~羽根つつき又は、羽を引張ったりすることで、深刻な羽根の消失を招き、共食いにつながることがある。共食いは他の鳥の生肉をむしり取ることで、深刻な怪我や死亡を引き起こしたりする。つつかれた肉用鶏を死亡させたりすることもある。これらは、多様な原因で起こる異常行動(Mench と Keeling, 2001; Rodenberg と Koene, 2004; Newberry, 2004)は、多様な原因で起こるであり、商業用肉用鶏群においては通常見られないが、何らかの環境下では起こり得る。羽根のつつきは、時に共食いへとつながる、あるいは単独で起こることがある。一度始まると、これらの問題は群れを通じて急速に広がることもある。~~

~~8.~~ 7. 水と餌の消費

日々の水の消費量をモニタリングすることは、気温、湿度、飼料の消費やその他の関連事項を勘案した上で、疾病とその他の福祉の状況を示す有用なツールとなり得る。水の供給に問題があると、敷き料が濡れたり、下痢、皮膚炎や脱水を引き起こしたりすることがある。

餌の消費量に変化がある場合もは、不適切な飼料、疾病又はその他の福祉や飼料の質にの問題があることを示し得る。

8. (生産) 成績

a) ~~9.1~~ 成長率—一群の平均的肉用鶏の一日当たりの平均増体量(gr)を示す指標

a)b) ~~9.2~~ 飼料要求率—群の平均的な肉用鶏が1kg増体するために必要とする飼料の量(kg)として表現される、収穫時の合計体重に対する群で消費された飼料の量を示す測る指標

c) ~~9.3~~ 生存率—生産期間の最後に生存していた肉用鶏の割合を示す指標；より一般的には、反対の指標である死亡率として計測される(~~X.X.4.の注釈1を参照~~)

~~10.9.~~ 損傷率

肉用鶏は多くの損傷を受けやすく、これら損傷の割合は生産又は収穫時の鶏群における福祉の問題の指標となり得る。損傷は他の肉用鶏によるもの（引っかき、羽根の消失あるいは羽根つつきや共食いによる外傷）及び環境（例えば皮膚の症状）及び捕獲など人が介入することによるものを含む。捕獲の間にもっとも頻繁に見られる損傷は、あざ、脚の骨折及び翼の損傷である。骨折は主に大腿骨、橈骨、尺骨、叉骨及び座骨に見られる。腰関節における大腿骨の脱臼はもっとも頻繁に見られる一般的な外傷である。

~~11.10.~~ 目の状態

結膜炎は塵やアンモニアのような刺激物があることを示している可能性がある。アンモニア濃度が高いと、角膜の炎症を引き起こし得、時として失明することもある(Motrow 2008:541)。

12. 鶏鳴

鶏鳴は、感情的な状態と苦惱気分の良し悪し両方を示唆し得る (Jeon et al.2005)。

第7.X.5条 推奨事項

1. 防疫措置と動物衛生

~~1.1a)~~ 防疫措置と疾病予防

防疫措置とは、群れを一定の健康状態に維持し、特定の感染源の侵入（又は排出）を防ぐために設計された一連の措置を意味する。

防疫措置の計画は、疾病リスクに応じて、これに相当する陸生動物コードの OIE リスト疾病の章の推奨事項に従って、実行すべきである。

防疫措置の計画は、望ましい群れの健康状態とそれぞれの肉用鶏の疫学集団に特有の現在の疾病リスク（地域性、外来性あるいは越境性）に応じて、これに相当する陸生動物コードの OIE リスト疾病の章の推奨事項に従って、設計及び実行すべきである。

これらの計画は疾病及び病原体の主な伝播経路を管理すべきである。すなわち、

- a) 他の家きん、飼育された及び野生の動物及び人間からの直接感染
- b) 器具、施設および運搬資材などの媒介物
- c) ベクター（例えば、節足動物及び小型げっ歯類）
- d) エアロゾル
- e) 水の供給
- f) 飼料

（結果から）福祉の状態を測り得る所見：疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、死亡率並びに、成績

~~1. 2b)~~ 動物衛生管理~~、~~ 予防的投薬~~及び~~獣医学的治療

動物衛生管理とは、肉用鶏の健康および福祉を最適化すべく設計されたシステムを意味する。疾病及び悪条件の予防、治療及び管理を含む。

肉用鶏の世話に責任を有する者は、飼料及び水の摂取量の変化、増量の減少、行動の変化、羽、糞あるいは他の外観的異常といった体調不良あるいは苦悩の兆候に気付くべきである。

責任者は、病気、体調不良あるいは苦悩の原因を特定あるいは改善できない、あるいは通報対象のリスト疾病の存在を疑うことができない場合、家きんの獣医師あるいは他の資格を有する助言者などの訓練を受け経験のある者から助言を求めるべきである。獣医学的治療は資格のある獣医師によって処方されるべき。

獣医サービスによって適切に設定されたプログラムに準拠した、疾病の予防及び治療に関する効果的なプログラムを有するべきである。

ワクチン及びその他の投与治療は、肉用鶏の福祉を考慮しながら、その手順に習熟した有資格者 (qualified personnel)によって、肉用鶏の福祉を考慮しながら実施されるべき。

病気あるいは怪我をした肉用鶏はできるだけ早く人道的に処分すべき。同様に、診断目的の肉用鶏の殺処分も、陸生コード第 7.6 章に基づき人道的に処分すべき。

福祉の状態を測り得る所見：疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、死亡率並びに、成績

成績

2. 環境及び管理

~~2.1a)~~ 温度環境

肉用鶏のための温度環境は発達段階に適していなければならず、極端な暑熱、湿度及び寒さは避けなければならない。成育期には、変化する気温と相対湿度において肉用鶏の快適な範囲を決めるためには、温度管理指標（THI）が活用できる。

環境条件がこの快適な範囲を超えて推移する場合には、肉用鶏に対する悪影響を軽減するため、生産系毎に様々な方法を用いることができる：例えば高速風や蒸発による冷却、飼養密度の低減によって、集約的生産系の高温・高湿度の影響を緩和することができる。

換気は相対湿度を制御し、わらが湿気ることを防ぐために行うべきである。定期的なわらの状態を評価することが推奨される。

少なくとも、一日2回は温度環境の管理システムを点検すべきである。

福祉の状態を測り得る所見：~~正常・異常な~~行動、致死率、接触性皮膚炎、水や飼料の消費量、成績、羽の状態

~~2.2b)~~ 照明

肉用鶏の休息のため、24時間周期ごとに、適切な長さの連続した暗期を設けるべきである。適切な長さの連続した明期も必要である。国内、地域、国際的な関連する推奨事項を参照すること。

肉用鶏が鶏舎に入れられてから数日間、肉用鶏が飼料や水を見つけ、活動を刺激され、また検査を適切に行えるよう、明期においては十分な明るさを確保し、明るさを均一にしなければならない。

~~肉用鶏が~~照明の変化に徐々に慣れる時間を設けようとしなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：歩行状態、代謝疾患、成績、~~正常・異常行動、目の状態、~~致傷率

~~2.3c)~~ 空気の質

新鮮な空気を供給するため、常に適切に換気を行う必要がある。

肉用鶏の背の高さにおいて、アンモニア濃度が 25 ppm を常に超えないようにする (Kristenssen と Waathes, 2000; Jones ら, 2005)。

ほこりは最小に抑えられるべきである。このために、換気を適切に行い、敷わらの湿

度を十分適切に保つといった方法がある。肉用鶏の健康と福祉が人工換気システムに依存する状況においては、適切な予備電源と警報システムを備えておくべきである。

福祉の状態を測り得る所見：呼吸器疾患、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率~~(呼吸器疾患)~~、~~行動(浅速呼吸と羽翼を広げる行動)~~、目の状態、成績、接触性皮膚炎及び鳥の空間分布

~~2.4d)~~ 騒音

ストレス及び恐怖行動（例えば、家きんの上に家きんが乗ること）を防ぐため、肉用鶏が突然の又は大きな音にさらされることは可能な限り少なくすべきである。

農場の位置は、可能な場合には、地域の騒音源を考慮した上で決めるべきである。

福祉の状態を測り得る所見：1日の致死率、罹患率、成績、損傷率及び恐怖反応

~~2.5e)~~ 栄養

肉用鶏は常に、年齢及び系統に適し、健康のために必要な栄養を含んだ飼料を与えられなくてはならない。

飼料や水は嗜好に合ったものとし、肉用鶏の健康に危害を加える可能性のある汚染物質が含まれてはならない。

有害微生物の繁殖を防ぐため、給水システムを定期的に清掃しなくてはならない。

肉用鶏が日常的に飼料に近づけるようにしなくてはならない。水は、連続的に利用可能でなくてはならない。

若い雛たちが適切な飼料と水にアクセスできるよう、特別な配慮がなされなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：飼料及び水の消費量、成績、~~正常・異常~~行動、歩行状態、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染発生率、致死率並びに、損傷率

~~2.6f)~~ 床、寝床、休息場所の表面~~(及び敷料の質)~~

鶏舎の床は、できるだけ清掃・消毒が容易（な構造）でなければならない。

砂浴び及び啄みしやすくするため、柔らかく乾いた材料の提供が望ましい。

福祉及び衛生面に及ぼす悪影響を最小にするため、敷料を管理しなくてはならない。敷料の質が悪いと、趾蹠皮膚炎、膝節の炎症痕(hock burn)、胸ダコを発生し得る。隣りの鶏群ので発生した疾病の管理予防のために必要であれば、敷料は取り替え又は適切に処理されなくてはならない。

敷料の質は、使用される材質や異なる管理方法に関連して決まる。材質のタイプは慎重に選択しなくてはならない。敷料は、埃っぽく、固まったり湿ったりする状態ではなく、乾燥して粉状になりやすい状態で維持されなくてはならない。

すのこの床は、たいへん湿度が高い環境で、他の床材が採用できない場合によく用いられるが、適切に肉用鶏を補助し、怪我を防ぎ、糞が床下に落ちるもしくは適切に除去できるよう、設計、建築、維持しなくてはならない。

初生雛は、怪我を防止するため、適切な種類の床に置かなくてはならない。

敷料を床に敷くシステムを使用する際、初生雛が通常どおりに行動でき、さらに床から保護されるに触れないよう、初生雛を鶏舎に入れる前に、汚染されていない材質からなる十分な厚みを持った寝床を、床に敷いておかなくてはならない（例えば、木くず、わら、籾殻、紙片、処理された使用済み敷料）。

福祉の状態を測り得る所見：接触性皮膚炎、羽の状態、代謝疾患、歩行状態、行動（砂浴び、啄み）、目の状態、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率（呼吸器疾病）及び、成績

2. 7g) 社会的環境羽つきと共食いの防止

生育システムにおいて、羽つきや共食いが潜在的な問題となる場合には、それらを減らすための管理手法（例えば、明度の低減、啄む材料の提供、栄養調整、飼養密度の低減、適切な遺伝系統の選択）といった管理手法を実施しなくてはならない。

もしこれらの管理手法がうまくいかない場合には、徹底的な調査を行った上で、断喙が最終的な手段である。として、治療的に断喙を検討しなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：損傷率、異常・正常行動、羽の状態及び、死亡率

2. 8h) 飼養密度

肉用鶏は適切な密度で飼養されなくてはならない。

肉用鶏が飼料と水を摂れ、正常な姿勢をとれるよう一羽の鳥当たりに提供すべき床面積が、適切な福祉（快適さ、通常の姿勢の調節を行えること、飼料及び水を摂れること）を確保するのに必要なものとなるよう、適切な飼養密度を決めるためには、以下の要因が考慮されなくてはならない：管理能力、環境条件、飼育形態、生産形態、敷料の質、換気、防疫措置の戦略、種鶏、肉用鶏の出荷年齢及び体重

福祉の状態を測り得る所見：損傷率、接触性皮膚炎、死亡率、正常・異常行動、歩行状態、疾病、代謝疾患及び寄生虫感染の発生率、成績及び羽の状態

~~2.9.i)~~ 屋外

肉用鶏は、安全に活動できる年齢になったらすぐに、屋外に出すことができる。鶏が鶏舎を自由に出入りできるよう、十分な出口スペースを設けなくてはならない。

部分的な舎飼い及び完全な屋外開放的及び半閉鎖的生産系においては、屋外の管理が重要である。肉用鶏が病原体又は寄生虫に感染する危険性を減らすため、土地~~(及び牧草地)~~の管理措置を講じなくてはならない。飼養密度を制限すること~~及び~~又はいくつかの土地を~~(交代で)~~連続的に使用することが、そのような措置に含まれ得る。

じめじめした又は泥の状態を最小にするため、屋外を適切に管理しなくてはならない。屋外は、水はけのよい土地が望ましい。

有害植物や~~その他の~~汚染物質を含むことのないよう、屋外は適切に管理されなくてはならない。~~特に、肉用鶏が屋内に入ることができない開放的システム~~完全な屋外生産系では、気候条件の悪影響~~(例 暑さ、寒さ、雨)~~から肉用鶏を保護しなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：正常・異常行動、寄生虫感染発生率、成績、接触性皮膚炎、羽の状態、致死率~~及び~~、罹患率

~~2.10.j)~~ 捕食者からの保護

肉用鶏を、捕食者から保護しなければならない。

福祉の状態を測り得る所見：恐れを示す行動、致死率~~及び~~、罹患率

~~2.11.k)~~ 遺伝的選択

特定の場所や生産システムにおける遺伝系統を選択する際には、生産量だけでなく、福祉や健康実態も考慮に入れなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：歩行状態、代謝疾患、致死率~~及び~~、成績

~~2.12.l)~~ 苦痛を伴う措置

苦痛を伴う措置~~(、例えば、断嘴、爪切り、断冠)~~は、肉用鶏に対し、繰り返し行うべきではない。

治療的な断嘴が必要な場合には、訓練を積んだ技術のある者ができるだけ若いうちに行うこととし、痛みを最小にし出血を制御する方法を用いて、嘴の除去を必要最小限にするよう注意しなくてはならない。(Glatz と Miao, 2005; Hester と Shea-Moore, 2003)

外科的な去勢は、適切な鎮痛及び感染を管理する手法なく行ってはならず、また、獣医又は鍛錬を積んだ技術のある者が、獣医の監督の下で行えることとする。

福祉の状態を測り得る所見：上述の手順の使用

~~2.13m~~ (肉用鶏の) 取扱いと検査

少なくとも1日2回は肉用鶏を検査しなくてはならない。検査は、主に3つを目的とする：~~1)~~ 病気もしくは怪我をした肉用鶏を特定し、治療または殺処分する、~~2)~~ 群れにおける福祉又は健康上の問題を見つけ出し、改善する~~(例えば、飼料及び水の供給関連、気温、換気、敷料の質)~~、~~3)~~ 死亡した肉用鶏を取り除く。

検査は、例えば、ゆっくり静かに群れの中を歩くなど、肉用鶏を不必要に刺激しないように行わなくてはならない。

肉用鶏を取り扱う際には、怪我をさせたり、不必要に怯えさせたり、ストレスを与えたりしないように行わなくてはならない。

肉用鶏が不治の病、著しい奇形や怪我を負った場合には、群れから離し、第7.6章に記載されたとおり、できる限り早くに人道的に殺処分安楽殺しなくてはならない。

第7.6.17条に記載されたとおり、適切な能力に基づき実施される限りにおいて~~(陸生コード7.6.17条参照)~~、脊椎脱臼は少数の肉用鶏を殺処分するために許容できる方法である。~~殺処分の全体的な記載は、陸生コード7.6条を参照のこと。~~

福祉の状態を測り得る所見：正常・異常行動、成績、損傷率、致死率、鶏鳴及び、罹患率

~~2.14n~~ 職員研修

肉用鶏に責任を持つ全ての者は、責任を実行できる能力を身につけるよう適切な研修を受けなくてはならない。そして、肉用鶏の行動、取扱い技術、緊急の安楽死の手順、防疫措置、疾病の一般的な兆候、ストレスや痛みといった動物福祉が損なわれていることの指標及びその緩和に関する十分な知識を持っていなくてはならない。

福祉の状態を測り得る所見：全ての福祉の状態を測り得る所見が該当し得る

~~2.15o~~ 緊急時の計画

肉用鶏生産者は、自然災害、疾病発生、機械装置の異常の影響を最小化及び軽減するための緊急時の計画を作成しておかなくてはならない。計画には、機能異常を検出するための安全警報装置、予備発電設備、維持管理者との連絡、代替暖房又は冷却設備、農場の貯水能力、水の運搬業者との連絡、農場での飼料の適切な備蓄、代替飼料の供給及び緊急時の換気の非常事態への対応策といった事項を含むものとする。

動物衛生に関する緊急時計画は、適切な獣医サービスにより作成又は推奨される国内計画と整合して作成されなくてはならない。

~~2.1.6-p)~~ 農場の立地、建築及び設備

~~家きん肉用鶏~~の農場の立地は、火事・洪水、その他の自然災害の影響を受けないよう、可能な限り安全な場所を選ばなければならない。さらに、防疫措置の危機、化学的・物理的汚染物質への鳥の曝露、騒音及び気候条件の悪影響を回避し、又は最小にする場所に、農場を立地しなくてはならない。

肉用鶏が出入りする~~家きん~~の鶏舎、屋外エリア及び設備は、肉用鶏に怪我や痛みを与えることのないよう設計し、維持されなくてはならない。

肉用鶏~~家きん~~の鶏舎は、電気及び燃料設備は火事その他の危害を最小にするよう建設し、据え付られなくてはならない。

肉用鶏生産者は、壊れた場合に肉用鶏の福祉に危害を加えかねない全ての設備に関して、維持管理計画を組まなくてはならない。

~~2.1.7-q)~~ 農場での収穫

と殺予定時期の前に、肉用鶏に給餌しない期間を過度に長くすべきではない。

水は収穫まで飲めるようにしておくべき。

~~病気又は怪我で搭載又は輸送に適さない肉用鶏（例えば、怪我又は病気の状態が深刻）~~は、~~群れ全体を捕獲する前に殺処分安楽殺~~しなくてはならない。

捕獲は技術を持った動物取扱者が行い、ストレスや恐怖反応、怪我をできるだけ少なくするためにあらゆる手段をとらなくてはならない。捕獲時に肉用鶏が怪我をした場合には、~~安楽殺殺処分に~~しなければならない。

肉用鶏の首や翼を持って取り上げてはならない。

肉用鶏を、注意深く輸送用コンテナに入れなくてはならない。

捕獲機を使用する場合には、肉用鶏の怪我やストレス、恐怖を最小限にするよう設計、操作、手入れをしなくてはならない。機械が正常に作動しない場合に備えて、緊急対応計画を作成しておくことが望ましい。

捕獲時には、肉用鶏を落ち着かせるため、薄暗いもしくは青い照明の下で行われることが望ましい。

捕獲は、と殺までの時間を最短にし、捕獲・輸送及び補綴された状況での気候的ストレスを最小とするよう計画されなくてはならない。

輸送コンテナ中の密度は、気候条件が適しており、快適さが維持されたものでなくて

はならない。

コンテナは清潔で消毒し、肉用鶏の怪我を防止するよう設計し手入れされていなければならないならず、清掃し、必要に応じて定期的に消毒しなければならない。

福祉の状態を測り得る所見：損傷率、致死率（収穫時及び食鳥処理場到着時の死亡）

~~2.18 人道的殺処分~~

~~怪我をした鳥及び病気の鳥は、人道的に殺処分されなくてはならない。~~

~~脊椎脱臼は少数の肉用鶏を殺処分するための人道的な方法と考えられる。（陸生コード7.6.17条を参照）。~~

~~肉用鶏のその他の人道的殺処分方法については、陸生コードの7.6.5条を参照のこと。~~